

『観光学』「退任記念特集」に関する規程

制定 平成26年 3月 5日

- (1) 「退任記念特集」欄は、和歌山大学在職10年以上の定年退職者がいた場合に、本学会正会員の編集委員会への申し出により設置することができる。
- (2) 上記(1)で申し出た会員は、退任記念特集編集責任者（以下、編集責任者）となり、「退任記念特集」欄の編集に関する一切の責任を負う。なお編集責任者は、別に編集協力者を置くことができる。
- (3) 「退任記念特集」欄の内容は、退任者の紹介（写真・略歴・業績等）と退任記念特集論文とする。
- (4) 退任記念特集論文は、編集責任者によって依頼される。またその論文の査読は行わず、掲載の可否は編集責任者によって決定される。なお、執筆要領は「『観光学』執筆要領」に基づくものとする。
- (5) 原稿の締め切り日や掲載論文の本数などについては、編集責任者が編集委員会と協議の上で決定する。